○消費者庁告示第三号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十四の規定に基づき、同法第十一条の九に規定する登録試験機関に係る登録を受けた一般財団法人日本産業協会から、代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第十一条の二十六の規定に基づき公示する。

令和八年二月二十七日

消費者庁長官　堀井奈津子

変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
矢島　良司	髙橋　郁夫	令和八年二月十五日

○法務省告示第十五号

徳島地方法務局に備えてあった徳島県徳島市多家良町小路地二三番二の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、令和八年二月二十七日から令和八年五月二十七日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

令和八年二月二十七日

法務大臣　平口　洋

○財務省告示第五十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年一月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	1,700,000,000円	100.53円
〃	第21回	1,900,000,000円	100.64円
〃	第22回	900,000,000円	101.71円
〃	第23回	2,700,000,000円	101.80円
〃	第23回	2,000,000,000円	101.99円
〃	第24回	3,700,000,000円	101.74円
〃	第24回	1,000,000,000円	101.82円
〃	第24回	1,200,000,000円	101.89円
〃	第24回	1,200,000,000円	101.94円
〃	第24回	700,000,000円	101.96円
〃	第30回	1,500,000,000円	97.64円
〃	第30回	1,500,000,000円	97.79円
合計		20,000,000,000円	

○経済産業省告示第十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年一月二十一日からの大雪に係る災害	青森県 青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡今別町 東津軽郡蓬田村 東津軽郡外ヶ浜町 西津軽郡鰺ヶ沢町 西津軽郡深浦町 中津軽郡西目屋村 南津軽郡藤崎町 南津軽郡大鰐町 北津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町 北津軽郡中泊町 上北郡野辺地町 上北郡六ヶ所村 秋田県 能代市 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡小坂町 北秋田郡上小阿仁村 山本郡藤里町 山形県 新庄市 尾花沢市 北村山郡大石田町 最上郡金山町 最上郡最上町 最上郡舟形町 最上郡真室川町 最上郡大蔵村 最上郡鮭川村 最上郡戸沢村 西置賜郡小国町 新潟県 長岡市 小千谷市 上越市 魚沼市	令和八年一月二十九日から令和八年五月二十六日まで